

令和7年 第15回京丹後市教育委員会会議録

1 開催年月日 令和7年12月1日（月）

開会 午前10時30分 閉会 午前11時10分

2 場 所 大宮庁舎 4階 第2会議室

3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関美幸 田村浩章 野木依子

4 説 明 者 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平
教育理事兼総括指導主事 久保有紀 教育総務課長 西村 隆
理事兼学校教育課長 上羽正行 生涯学習課長 松本 優
スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之

5 書 記 教育総務課主事 松見純花

6 議 事

- (1) 議案第54号 京丹後市文化芸術振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
- (2) 議案第55号 京丹後市史跡網野銚子山古墳等管理規則の制定について
- (3) 議案第56号 京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について
- (4) 議案第57号 京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について
- (5) 議案第58号 京丹後市就学前からの保幼小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、認定こども園及び学校の総称に関する規則の一部改正について
- (6) 議案第59号 京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について
- (7) 報告第20号 京丹後市市民遺産補助金交付要綱の制定について

7 会 議 錄 別添のとおり（全14頁）

8 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和8年1月13日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 野木 依子

〔招集者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 田村浩章 野木依子

〔説明者〕 教育次長 川村義輝 教育理事 起須周平

教育理事兼総括指導主事 久保有紀 教育総務課長 西村 隆

理事兼学校教育課長 上羽正行 生涯学習課長 松本 優

スポーツ推進室長 下戸裕子 文化財保存活用課長 村田雅之

〔書記〕 教育総務課主事 松見純花

〈松本明彦教育長〉

ただいまから「令和7年 第15回京丹後市教育委員会定例会」を開催いたします。

皆さん、おはようございます。

11月は、府市町村教育委員会連合会の委員等の研修、さらには、丹後地方教育委員会連合会の委員等研修で、次期学習指導要領改訂に向けての、中教審の特別部会での論点整理の内容を学ぶ機会が連続してありました。

委員の皆さんにとっても、これまでの学校視察や、市教委が進める様々な事業や取組等、論点整理された内容が大きくかけ離れたものでなく、そうした方向性もしっかりと見据えて、着実に今進んでいるということを改めて感じ取っていただく機会になったのではないかと思います。

特に先日の11月21日に実施しました、大宮学園を会場とした、市の保幼小中一貫教育授業研究会では、こども園・小学校・中学校の全ての校種で授業や活動を公開いただいたので、子ども主体の学びという大きな方向性が、幼児教育から遊びの中で大切にされ、保育・教育がなされていたこと、こうした遊びを踏まえて小学校では、ICTも効果的に活用しながら、主体的な学びが、学年が上がるにつれてしっかりと受け継がれていたこと、さらに中学校では、主体的な学びを探究的な学びと重ね合わせて実践が進められていたことなど、今子どもたちに求められる資質能力をしっかりと意識した実践を、多くの教職員だけでなく、参加いただいた多くの皆さんに公開することができました。

今後は、こうした学びが今の学びの中心であることを、より多くの保護者や市民の皆さんにもしっかりと理解してもらうことが進めば、教育現場ももっとこうした子ども主体の学びを、自信を持って進めることにつながるのではないかと考えますので、その手立てについても検討していきたいと思っています。

本日は、「京丹後市文化芸術振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」を含め、6議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願ひいたします。

〈松本明彦教育長〉

それでは、令和7年第14回教育委員会（11月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。動静表を御覧ください。

11月7日は、府小研の生活科研究大会が久美浜小学校を研究校として開催されました。この久美浜小学校での研究も、生活科ということでありますけれども、生活科につながる総合的な学習の時間の学びというふうに、子ども主体の学びというところを府内の小学校の先生方に発信いただいた、とてもよい機会となったと思います。

また、同じ日に、市内でのクマにより負傷された方の事象等も受けて、ツキノワグマ対策会議が開かれております。こうした対策会議を市で開くというのは初めてだと思いますが、具体的な対応と今後の在り方について検討をさせていただきました。

同じくその日には、全国大会出場者激励会ということで、福知山高校附属中学校の石川さんが科学甲子園に出場ということで、こうしたところを激励する機会を持たせていただいたところです。

8日土曜日には、弥栄小の探究フェスティバルを参観させていただきました。これは弥栄小が、学習発表会的な、覚えたことを発表するというようなスタイルから、日頃総合的な学習や生活科で学んでいるところを市民や保護者の皆さんに公開するというスタイルで新たな挑戦をされたということで、参観をさせていただいたところです。

また10日の日は委員の皆様にもお世話になりました、府立井手やまぶき支援学校のほうを視察させていただきました。本当にすばらしい施設の中で、伸び伸びと学ぶ子どもたちの様子をしっかりと学ぶことができたと思いますし、今後、与謝・丹後地方にも新たな支援学校というところの今後検討の材料となろうかと思いますので、こうした部分においても参考になる視察になったのではないかなと思います。

14日の日には、府の中学校教育研究会の技術・家庭科の研究大会が大宮中学校を会場に実施されました。京丹後市は、技術においては遠隔授業も進めており、メッシュと呼ばれるIoTステイックを使った先進的な学びもしておりますので、こうした学びを府内の中学校の技術・家庭科の先生方を中心に公開したので、それを見ていただいて京丹後市の積極的に進めている授業のスタイルについても大きな評価をいただいたところであります。

15日土曜日は丹後大学駅伝ということで、本年度も青山学院のチームも参加いただいた中で実施され、年々賑わいが広がってきているように感じ取らせていただきました。

また、17日には、先ほど言いました府の市町村教育委員会連合会の研修会で学びを深めさせていただきましたし、18日には、まるごと京丹後食育の日の交流給食ということで、峰山小学校で給食をいただきました。

さらには、19日の日は、先ほども申しました丹後地方の教育委員会連合会の教育委員等の研修ということで、次期学習指導要領についての学びもさせていただいて、府の研修を補完するような説明だったので、理解がより深まったのではないかなというふうに思います。

20日は市の図書館協議会ということで、都市拠点での議案が否決されたことも受けまして、新たに答申をお願いするということで、図書館の今後のことの在り方について答申をさせていただいて協議を深めさせていただきました。

21日には中学生の海外派遣事業の結団式ということで、選ばれました20名がそれぞれの抱負をしっかりと述べていただくというような結団式に出席させていただきました。

26日には丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会ということで、耐震について検査もしておりますので、結果も踏まえて御意見をいたしました。

そして27日には先ほど言いました大宮学園を会場とした授業研究会を実施させていただいたということでございます。

以上で、11月の動静表について報告をさせていただきましたが、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

〈全委員〉

なし。

〈松本明彦教育長〉

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

野木依子委員を指名しますのでお願ひいたします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

〈松本明彦教育長〉

初めに、会議の非公開についてお諮りします。

議案第54号は人事案件のため、京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第54号については非公開といたします。

これより会議を非公開とします。

(非公開部分省略 議案第54号について同意)

〈松本明彦教育長〉

これより会議を公開といたします。

〈松本明彦教育長〉

次に、議案第55号「京丹後市史跡網野銚子山古墳等管理規則の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈川村義輝教育次長〉

議案第55号でございます。

本規則は、国指定史跡である網野銚子山古墳と、その駐車場及びガイダンス施設の管理運営に必要な事項を定めることで、史跡の適切な保存を図るとともに、歴史学習や市民の憩い、観光に活用していくことを目的とするものです。

第1条から第5条では、規則の目的、対象範囲、教育委員会の責務及び利用の基本的な考え方を定めています。

第6条から第9条では、催し等で利用する場合の許可手続、許可しない場合の考え方及び違反時の許可取消し等について定めています。

第10条から第12条では、史跡の保存や管理に支障のある行為の禁止、原状回復の義務及びその他必要な事項について定めています。

本規則は、保存を図るべき史跡において柔軟で迅速な活用を可能とするもので、この制定により、史跡網野銚子山古墳等の保存と活用の両立を図り、地域の歴史文化の継承と市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

附則として、この告示は令和7年12月1日から施行することとしています。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〈松本明彦教育長〉

議案第55号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願ひします。

〈田村浩章委員〉

特に意見というわけではないんですけども、市の大切な財産でありますし、国の指定ということで、新しく整備もされましたので、どんどん周知をして、どんどん使っていっていただきたい。

その一方、先ほどの説明にもあったとおり、保存活用ということで、活用じゃなくてやっぱり保存ということも大切ですので、柔軟で迅速な対応を取りながら、史跡をちゃんとキープできるような、そのバランスが難しいと思いますけれども、そういったところに注意して、どんどん活用していっていただきたいというふうに思います。

〈松本明彦教育長〉

課長、その点どうですか。活用状況とか、今後の方向について。

〈村田雅之文化財保存活用課長〉

ありがとうございます。網野銚子山古墳は合併以前から計画がありましたが、ようやく史跡整備が完了しました。田村委員がおっしゃったように、保存はもちろん当然のこととして、今後は活用も進めていく必要があります。

先月、野木委員からもいろいろと御指摘をいただきましたが、実はこの春、史跡整備の完了を記念して式典を開催いたしましたところ、特に地元の団体から古墳を使いたいというお話をいただいております。

当時はまだこの規則もなかったものですから、個別に御相談を受け、その許可は当然させていただくに当たっても一定の事務手続きが必要でした。その事務手続きをできるだけ簡略化しようというのが、今回の管理規則にあたります。

また、先ほど田村委員のおっしゃった保存の部分ですね、これはもう文化財保護法上史跡というものは必ず適正な管理をしないといけないという原則がございますので、そこは当然のこととさせていただきながら、今、御指摘いただいた内容をこれからもっともっと活用いただけるよう、アピールをしていきたいと考えています。

ありがとうございます。以上です。

〈松本明彦教育長〉

そのほか、何か御質問、御意見等ございますか。

それではお諮りします。

議案第55号「京丹後市史跡網野銚子山古墳等管理規則の制定について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本明彦教育長〉

次に、議案第56号から議案第59号までの4議案は、関連規則等の一部改正となりますので一括議案としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしと認めます。よって議案第56号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」、議案第57号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」、議案第58号「京丹後市就学前からの保幼小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、認定こども園及び学校の総称に関する規則の一部改正について」、議案第59号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」の4議案を一括議案とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈上羽正行理事兼学校教育課長〉

議案第56号から議案第59号までの4議案についてでございます。

御審議いただく4議案ともに、令和8年4月の長岡小学校及び宇川小学校の適正配置に向けまして、令和7年5月1日開催の教育委員会議5月定例会においてお認めいただきまして、その後、6月9日開催の市議会6月定例会において条例議決をいただいたところでございま

す。これに関連する規則につきまして、一部を改正するものでございます。

まず、議案第56号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」の新旧対照表を御覧ください。

別表第2中の、峰山学園共同学校事務室の対象学校欄から「長岡小学校」を削り、丹後・弥栄学園共同学校事務室の対象学校欄から「宇川小学校」を削ります。

附則として、令和8年4月1日から施行することとしています。

続きまして、議案第57号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」の新旧対照表を御覧ください。

別表中、市立小学校、中学校通学区域のいさなご小学校通学区につきまして、「鰐留区」の次に「長岡区」を加え、4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から10の項までを1項ずつ繰り上げ、次のページの丹後小学校通学区につきましては、「此代区」の次に「平区、井上区、中野区、井谷区、畠区、遠下区、鞍内区、袖志区、尾和区、中浜区、久僧区、上野区、谷内区、上山区」を加え、11の項を10の項とし、12の項を削り、13の項を11の項とし、14の項から22の項までを2項ずつ繰り上げます。

附則として、令和8年4月1日から施行することとしています。

続きまして、議案第58号「京丹後市就学前からの保幼小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、認定こども園及び学校の総称に関する規則の一部改正について」の新旧対照表を御覧ください。

第3条表中の、峰山学園の学校等の名称から「京丹後市立長岡小学校」を削り、丹後学園の学校等の名称から「京丹後市立宇川小学校」を削ります。

附則として、令和8年4月1日から施行することとしています。

最後に、議案第59号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」の新旧対照表を御覧ください。

別表第1の1、序印の京丹後市立学校印及び京丹後市立学校印（表彰用）の個数の欄、並びに別表第1の2、職印の京丹後市立学校長印の個数の欄をいずれも22から20に改めます。

附則として、令和8年4月1日から施行することとしています。

以上、4議案について御説明申し上げました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

〈松本明彦教育長〉

議案第56号から議案第59号までを説明させていただきました。

一括して、御質問、御意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈松本明彦教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第56号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本明彦教育長〉

次に、議案第57号「京丹後市立学校通学区域規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本明彦教育長〉

次に、議案第58号「京丹後市就学前からの保幼小中一貫教育の円滑な実施に係る保育所、認定こども園及び学校の総称に関する規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本明彦教育長〉

次に、議案第59号「京丹後市教育委員会公印規程の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本明彦教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

〈松本明彦教育長〉

次に、報告第20号「京丹後市市民遺産補助金交付要綱の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

〈川村義輝教育次長〉

報告第20号でございます。

本要綱は、京丹後市市民遺産制度実施要綱により認定された京丹後市市民遺産の保存及び活用を目的として実施される事業について、補助金を交付するものです。

2ページの別記を御覧ください。

第2条において補助の対象者を市民遺産の所有者等としています。第3条では補助の対象となる事業を市民遺産の保存又は活用を目的として実施する事業と規定しています。また、第4条の補助対象経費は、事業に要する経費のうち消耗品費、印刷製本費、修繕料などの経費とし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内、上限5万円になります。

第5条から第8条は補助金の申請から交付、実績報告までの事務手続きを規定しています。補助金は、認定された市民遺産を対象としているため、既に認定を受けている所有者等は

じめ、市民にも広報京丹後、ホームページ、京丹後歴史文化めぐりマップ等により周知することとしています。

附則として、令和7年9月10日以降実施分について遡及して申請いただけるよう規定しています。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〈松本明彦教育長〉

報告第20号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願ひします。

〈野木三司委員〉

細かいことですが、補助金の対象となるところ、4条ですか、例えば印刷製本費、これを同一年度で複数回こういったもので使いたいとか、そういった場合も認められるんですか。年1回だけとかいうような回数の括りはあるんですか。

〈村田雅之文化財保存活用課長〉

補助金の交付要綱第4条の4項目で同一の市民遺産に対して交付する補助金は、一の年度において1回限りとしていますので、例えば分割してみたいなことももしかしたらって思ったんですが、そういうことではなく1回ということで認識をさせていただいておりますのでよろしく願います。

〈松本明彦教育長〉

そのほか、御質問、御意見等がございましたら。

ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて、4のその他ということで、諸報告、各課報告を順次いたします。

〈川村義輝教育次長〉

最初に、諸報告①「共催」「後援」に係る11月期承認につきまして、京丹後市教育委員会「共催・後援」申請に係る承認報告書を御覧ください。

御覧のとおり今回は後援案件1件となっています。以上です。

〈上羽正行理事兼学校教育課長〉

続きまして、学校教育課から12月の学校行事の予定につきまして、予定表をもとに御報告申し上げます。

本日から12月に入ったということで、12月は各小中高におきまして、入学説明会等がいよいよ始まつてくるということになっております。

峰山小学校は昨日参観日だったため、今日は振休になっております。高龍小学校も振休ということです。

3日水曜日には、峰山学園におきましてSNSの講演会が開催されます。

5日金曜日におきましては、備考欄に書かせていただいておりますけれども、PBL（問題解決型学習）をというようなことで、静岡県のほうから丹後中学校に視察が入るという予定になってございます。

それから、6日の土曜日につきましては、峰山小学校におきまして4年の学級交流会がありますし、大宮第一小学校では親子行事が開催される予定になっております。

以下、年の瀬が迫り、新年を迎える準備ということもありまして、書き初めをボランティアの方々にお世話になりながら、取組が始まつていくということになっております。

第2学期の終業式におきましては、24日にこども園、25日には各小中学校で終業式が執り行われることになっておりまして、学校業務の休止日につきましては、翌年1月4日までという運びになってございます。

以上でございます。

〈松本優生涯学習課長〉

続きまして、生涯学習課が所管します12月の行事予定を御紹介させていただきます。

まず12月の6日土曜日です。第41回京丹後市はしうど杯卓球選手権大会が丹後社会体育館で開催されます。これは京丹後市スポーツ協会主催となっております。

7日日曜日、青少年健全育成会主催のバルーンアート・ジャグリング体験ということで、アグリセンター大宮で開催されます。

同じく7日日曜日、丹後吹奏楽団第37回定期演奏会が丹後文化会館を会場に開催されます。

同じく7日日曜日から13日の土曜日、14日日曜日にかけて、冬のお楽しみ会ということで、各図書館・図書室で開催されます。

15日月曜日、大宮中学校で赤ちゃん触れ合い体験事業ということで、生涯学習課主催の事業が開催されますし、20日の土曜日につきましては、立命館大学冬の学習研修会ということで、平井嘉一郎記念図書館を見学するバスツアーが予定されております。

翌21日日曜日です。親子注連縄教室が、弥栄地域公民館主催で開催されますし、お正月の生け花教室についても同日を開催を予定ということになっております。

21日日曜日はパラスポーツ体験会ですか、クリスマスコンサートということで、そのほか御覧のとおりの事業が開催予定となっておりますので、お目通しいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

〈西村隆教育総務課長〉

京丹後市内の保育所、こども園の行事予定を配信させていただきました。

12月5日には保育所こども園の開放、19日にも同様に開放が行われます。

また、クリスマスの関連行事も予定をされているといったところでございます。

24日の日には、各こども園・保育所、終業式ということで予定をされているところでございます。

以上でございます。

〈村田雅之文化財保存活用課長〉

文化財保存活用課からです。

資料はございませんが、先日、教育委員様に御案内をさせていただきました内容の繰り返しになるかも知れませんが、お話しさせていただきます。

文化財保存活用課と京都府のほうでは、来たる丹後震災100年を迎えるに当たりまして、震災遺構の3D撮影を今年度行いました。

具体的には丹後震災記念館、峰山小学校の旧本館、旧口大野村役場、それから郷村断層の3か所ということで、3Dの事業者の方に来ていただいて撮影をいたしました。

その内容の結果報告会を12月4日の木曜日、午後1時半から2時までの間、アグリセンタ一大宮でということで準備をしております。

教育委員の皆様にも、もし差し支えなければ足を運びさせていただいて、見ていただければと思います。

よろしくお願ひします。

〈松本明彦教育長〉

全体を通して、何かございませんか。

ないようでしたら、以上で第15回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

〈閉会 午前11時10分〉

[1月定例会 令和8年1月5日（月） 午後1時00分から]